

令和3年度第3回東京都児童相談体制等検討部会 ＜議事要旨＞

1 会議概要

開催日時：令和4年2月25日（金曜日） 15時から17時まで

開催場所：オンライン会議

2 議事内容

(1) 今年度の検討・取組事項について

ア 人事交流の強化について

①区市町村職員の都への長期派遣受入の実施

②区市町村職員の都への短期間の実習実施（子供家庭支援ワーカー及び虐待対策ワーカー短期派遣研修）

【主な内容】

- ・ 区市町村職員の都への長期派遣については、来年度も継続予定
- ・ 区市町村職員の都への短期間の実習については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も研修を実施予定

【主な意見】

- ・ 新しく異動してきた職員が参加し、児童相談所のことがよく分かったという報告があった。
- ・ 児童相談所によっては、実習内容が流動的であった。予め目的やねらいを明確にしてプログラムを設定した方が、より効果的なものになると思われる。

イ 人材育成の連携について

① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大

② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実

③ 研修のDVD貸出しや市町村部での研修開催

④ テレビ会議システムを活用した研修の検討

【主な内容】

- ・ 今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により都児相職員研修が計画通りに実施できず、予定していた区市町村職員への研修開放や合同研修等についても未実施
- ・ 来年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通りの実施が困難な可能性もあるため、オンライン研修の活用などを検討

ウ 保護者支援の協働について

①子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修（「Good Communication Model」）

②児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）

【主な内容】

- ・ 「子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修」については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も研修を実施予定
- ・ 児童心理司と心理専門支援員の連絡会については、今後アンケート結果も踏まえ、来年度も連絡会を開催予定

エ 保有施設の活用について

① 連携強化事業の実施（都児相に管理職を含めた区市町村職員を派遣するなど連携を強化）

② 新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）

③ 練馬区のサテライトオフィスにおける通告の振分けを実施

④ 台東区との共同モデル（区の子供家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを

設置し連携を強化)

【主な内容】

- ・ 来年度も引き続き連携強化事業を実施
- ・ 新宿区との共同モデルである新宿一時保護所は定員どおりの本格運営となっており、来年度も引き続き運営
- ・ 練馬区のサテライトオフィスにて、通告内容に応じて初期対応機関を決める通告の振り分けを来年度も引き続き試行予定
- ・ 昨年12月、台東区の子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィスを設置した。来年度は、渋谷区の子供家庭支援センター内に、都の児童相談所のサテライトオフィスの設置予定。

【主な意見】

- ・ サテライトオフィスの設置により、都区で顔の見える関係となり、連携強化につながっている。

オ 情報共有方策の検討について

- ① 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に開発した東京都版リスク評価アプリを開発・導入
- ② 国が構築する「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用に向けた検討
- ③ 関係機関のオンライン会議の実施方法等を検討

【主な内容】

- ・ リスク評価アプリの今年度の試行実施結果を踏まえ、操作性や閲覧性を向上させるための改修を実施。来年度は都児相向けにWebアプリ化の改修を行う。
- ・ 要保護児童等情報共有システムについて、令和3年9月から全国児童相談所のケース移管業務や行方不明児童の情報発信等について全国的に利用開始。一方で、児童情報登録や区市町村の利用ルール等が定められていないことから各自治体の参加、登録状況にはバラつきがある状況。国に対し、自治体のシステム改修経費補助の継続や区市町村利用ルール等について要望するとともに、区市町村に対しては都の運用状況等を情報提供していく。

【主な意見】

- ・ リスク評価アプリについては、児童相談所のリスクアセスメントや虐待進行管理において活用すべきことから、本アプリの改修を速やかに行い、進行管理の運用と合わせて令和4年度は統一的な運用とされたい。

カ 東京ルールについて

国の調査研究等を踏まえたリスクアセスメントシート等の見直し

【主な内容】

- ・ 令和2年度の検討結果をとりまとめ東京ルール及びガイドラインを改正

【主な意見】

- ・ 児童相談所から区市町村への送致や区市町村指導委託等が令和元年10月から開始され、約2年半が経過している、各児相、各自治体における実施状況の振り返りや評価を行われたい。

(2) 特別区児童相談所運営状況の共有について

【主な内容】

- ・ 江戸川区より運営状況等を報告

(3) 都立児童相談所の設置について

【主な内容】

- ・ 国は昨年7月、児童相談所の設置基準を政令等で新たに設定しており、管轄人口が100万人を超える児童相談所は、新設等による管轄区域の見直しが求められている。

- ・ このため都は、児童相談センターの管轄内で最も人口が多い練馬区に児童相談所を設置することとし、来年度、設計に着手する。
- ・ 多摩地域については、新たな児童相談所の設置に向け、施設規模や設置場所、設置形態等に関する調査を実施し、それを踏まえ施設の基本計画等につなげる。

【主な意見】

- ・ 児童相談所業務は特別区だけではできないので、都区が協力して都全体の子供たちのために何が一番よいのか議論を進めるべき。
- ・ 都全体の相談体制については、本検討部会と検討会において、今後ご意見をいただきながら議論していきたい。設置区との議論・やり取りについては広域調整や設置区との意見交換の場を活用したい。

(4) 子供家庭支援センターの体制等検討 WG について

【主な内容】

子供家庭支援センターの在宅サービスについて、第4回～第5回のワーキングにおける以下の検討内容を報告。

<WG 第4回、第5回>

ア 在宅支援サービスを取り巻く状況

- ①養育支援訪問事業
 - ・ 訪問家庭数の増加
 - ・ 自治体ごとの利用条件
 - ・ 実施要綱の改正（平成 29 年）

- ②ショートステイ
 - ・ 利用日数の増加
 - ・ 理由別の利用日数
 - ・ 関連事業の活用状況

イ 議論のとりまとめ

- ①養育支援訪問事業
 - ・ 育児家事援助を担う人材の確保・育成
 - ・ 家庭訪問における工夫
 - ・ 訪問対象家庭の範囲と選定基準

- ②ショートステイ
 - ・ 受入体制の確保
 - ・ 利便性の向上と多様なニーズへの対応
 - ・ 要支援家庭への利用促進

- ③その他
 - ・ 社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）における議論に関する意見

(5) 来年度の検討事項及びスケジュール

【主な内容】

来年度の検討事項は「連携方策の検討」「特別区児童相談所運営状況の共有」「児童相談所の管轄区域」「要保護児童等情報共有システムの導入に向けての検討」の4つとする

⇒上記、報告及び検討結果に対する意見を踏まえ、児童相談体制等検討会で、今年度の取組実施状況及び来年度の検討事項の報告を行う